

# 山口県報

平成27年  
6月16日  
(火曜日)

(号外-40)

## 目次

○組別公衆  
組別公衆（一五五）.....



## 監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり崎田修平の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員	藤井 律子
同	橋本 尚理
同	神田 忠二
同	河 繁太

### 第1 監査の請求

宇部市上町1丁目5番14号 崎田修平から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

#### 1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許否の判断を下

さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

#### 2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許否判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

#### 第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 27 山 監 査 第 34 号  
平成27年（2015年）6月16日

崎 田 修 平 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について（通知）

平成27年4月20日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年4月20日に請求を受理した。

#### 2 請求の要旨

##### (1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的

期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊本郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

(2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあった自治法第242条第1項の規定に基づく請求（以下「先の請求」という。）と実質的に同一内容であると認められる。

先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている（行政実例昭和34年3月19日）。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について（通知）」の写しをもって監査の結果とする。

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり松井

敏男の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員	藤井律子
同	橋本尚理
同	神田忠二郎
同	河野繁太

第1 監査の請求

宇部市上条2丁目8番13号 松井敏男から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊本郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 27 山 監 査 第 35 号  
平成27年（2015年）6月16日

松 井 敏 男 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について (通知)

平成27年4月20日に請求のありましたこのことについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 請求の受理  
この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年4月20日に請求を受理した。
- 2 請求の要旨

(1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事 (以下「知事」という。)が、中国電力株式会社 (以下「本件電力会社」という。)からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと (以下「本件不作為」という。))は、行政手続法 (平成5年法律第88号)第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面 (以下「本件公有水面」という。))の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

(2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法 (大正10年法律第57号)第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず急っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあった自治法第242条第1項の規定に基づく請求 (以下「先の請求」という。))と実質的に同

一内容であると認められる。

先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている (行政実例昭和34年3月19日)。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について (通知)」の写しをもって監査の結果とする。

### 監査公表第13号

地方自治法 (昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、次のとおり浜野ミヨ子の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員	藤 井 律 子
同	橋 本 尚 理
同	神 田 忠 二 郎
同	河 島 繁 太

### 第 1 監査の請求

宇部市大字船木1421番地20 浜野ミヨ子から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事 (以下「知事」という。)が、中国電力株式会社 (以下「本件電力会社」という。)からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと (以下「本件不作為」という。))は、行政手続法 (平成5年法律第88号)第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面 (以下「本件公有水面」という。))の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相

当分の損害を補填する措置を求める。

- 2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠<sup>ハ</sup>について  
知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許否判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらし本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

### 第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 27 山 監 査 第 36 号  
平成27年（2015年）6月16日

浜 野 ミヨ子 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について（通知）

平成27年4月21日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

### 記

#### 1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年4月21日に請求を受理した。

#### 2 請求の要旨

(1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許否の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

- (2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠<sup>ハ</sup>について  
知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許否判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらし本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

### 3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあった自治法第242条第1項の規定に基づく請求（以下「先の請求」という。）と実質的に同一内容であると認められる。

先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている（行政実例昭和34年3月19日）。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について（通知）」の写しをもって監査の結果とする。

### 監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり永本晴美の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員 藤 井 律 子  
同 橋 本 尚 理

同 神 田 忠 二 郎  
同 河 島 繁 太

第 1 監 査 の 請 求  
宇部市大字宇部4番地7 永本晴美から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間<sup>レボク</sup>伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当の損害を補填する措置を求めらる。

2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず急っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

第 2 監 査 の 結 果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 27 山 監 査 第 37 号  
平成27年（2015年）6月16日

永 本 晴 美 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について（通知）

平成27年4月23日に請求のありましたことについて、地方自治法（昭和22年法律

第67号。以下「自治法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年4月23日に請求を受理した。

2 請求の要旨

(1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間<sup>レボク</sup>伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当の損害を補填する措置を求めらる。

(2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず急っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあった自治法第242条第1項の規定に基づく請求（以下「先の請求」という。）と実質的に同一内容であると認められる。

先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている（行政実例昭和34年3月19日）。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について（通知）」の写しをもって監査の結果とする。

**監査公表第15号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり高田種の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員	藤 井 律 子
同	橋 本 尚 理
同	神 田 忠 二 郎
同	河 島 繁 太

**第1 監査の請求**

宇部市大字西岐波1529番地9 高田様から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

**1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について**

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

**2 違法若しくは不当な財産管理の撤廃について**

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないも

のとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第55条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

**第2 監査の結果**

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 27 山 監 査 第 38 号  
平成27年（2015年）6月16日

高 田 穰 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について（通知）

平成27年4月24日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

**記**

**1 請求の受理**

この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年4月24日に請求を受理した。

**2 請求の要旨**

**(1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について**

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

**(2) 違法若しくは不当な財産管理の撤廃について**

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求

め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許否判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第138条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあった自治法第242条第1項の規定に基づく請求（以下「先の請求」という。）と実質的に同一内容であると認められる。

先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている（行政実例昭和34年3月19日）。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について（通知）」の写しをもって監査の結果とする。

監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり松林俊治の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員	藤井	律子
同	橋本	尚理
同	神田	忠二郎
同	河	繁大

第1 監査の請求

山口市吉敷中東1丁目9番11号 松林俊治から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について  
山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許否の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求め。

2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許否判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第138条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 27 山 監 査 第 39 号	山口県職員措置請求について（通知）
平成27年（2015年）6月16日	松 林 俊 治 様
	山口県監査委員

平成27年4月24日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおりに通知します。

1 請求の受理

記

この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年4月24日に請求を受理した。

## 2 請求の要旨

### (1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

### (2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

## 3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあった自治法第242条第1項の規定に基づく請求（以下「先の請求」という。）と実質的に同一内容であると認められる。

先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている（行政実例昭和34年3月19日）。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について（通知）」の写しをもって監査の結果とする。

## 監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり高杉静江の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員	藤井律子
同	橋本尚理
同	神田忠二郎
同	河 篤 繁 太

## 第1 監査の請求

宇部市大字際波306番地 1 高杉静江から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について  
山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

## 2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本



件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず急いでいることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 27 山 監 査 第 40 号  
平成27年(2015年)6月16日

高 杉 静 江 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について(通知)

平成27年4月27日に請求のありましたこのことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年4月27日に請求を受理した。

2 請求の要旨

(1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事(以下「知事」という。)が、中国電力株式会社(以下「本件電力会社」という。)からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに可否の判断を下さないこと(以下「本件不作為」という。)は、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面(以下「本件公有水面」という。)の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

(2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治

法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず急いでいることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあった自治法第242条第1項の規定に基づく請求(以下「先の請求」という。)と実質的に同一内容であると認められる。

先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている(行政実例昭和34年3月19日)。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について(通知)」の写しをもって監査の結果とする。

監査公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、次のとおり高田香の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員	藤 井 律 子
同	橋 本 尚 理
同	神 田 忠 二 郎
同	河 島 繁 太

第1 監査の請求

宇部市大字西岐波1529番地9 高田香から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について  
山口県知事(以下「知事」という。)が、中国電力株式会社(以下「本件電力会社

(40外 申)

社」という。)からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと(以下「本件不作為」という。))は、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条その他の関連規定に反しているから、熊本郡上関町大字長島地先公有水面(以下「本件公有水面」という。))の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求め。

## 2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

## 第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛で通知した。

平 27 山 監 査 第 41 号  
平成27年(2015年)6月16日

高 田 香 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について(通知)

平成27年4月28日に請求のありましたこのことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。))第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 請求の受理  
この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年4月28日に請求を受理した。
- 2 請求の要旨  
(1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事(以下「知事」という。))が、中国電力株式会社(以下「本件電力会社」という。))からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと(以下「本件不作為」という。))は、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条その他の関連規定に反しているから、熊本郡上関町大字長島地先公有水面(以下「本件公有水面」という。))の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求め。

## (2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

## 3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあつた自治法第242条第1項の規定に基づく請求(以下「先の請求」という。))と実質的に同一内容であると認められる。

先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行つた監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている(行政実例昭和34年3月19日)。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について(通知)」の写しをもって監査の結果とする。

平成27年6月16日 火曜日

## 監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり三戸清恵の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員	藤井律子
同	橋本尚理
同	神田忠二郎
同	河嶋繁太

### 第1 監査の請求

宇部市大字西岐波532番地10 三戸清恵から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

#### 1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当の損害を補填する措置を求め。

#### 2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

## 第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 27 山 監 査 第 42 号  
平成27年（2015年）6月16日

三 戸 清 恵 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について（通知）

平成27年5月1日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

#### 1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年5月1日に請求を受理した。

#### 2 請求の要旨

##### (1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当の損害を補填する措置を求め。

##### (2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要

な措置を請求する。

### 3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあった自治法第242条第1項の規定に基づく請求（以下「先の請求」という。）と実質的に同一内容であると認められる。

先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている（行政実例昭和34年3月19日）。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について（通知）」の写しをもって監査の結果とする。

## 監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり大久保美子の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員	藤	井	律	子
同	橋	本	尚	理
同	神	田	忠	二郎
同	河	鳥	繁	大

### 第1 監査の請求

宇部市大字西岐波1368番地6 大久保美子から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

#### 1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間<sup>レ</sup>伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間

を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

#### 2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠<sup>レ</sup>について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

### 第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 27 山 監 査 第 43 号  
平成27年（2015年）6月16日

大久保 美子 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について（通知）

平成27年5月7日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

#### 1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年5月7日に請求を受理した。

#### 2 請求の要旨

##### (1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間<sup>レ</sup>伸長許可

申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊本郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求めらる。

(2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあった自治法第242条第1項の規定に基づく請求（以下「先の請求」という。）と実質的に同一内容であると認められる。

先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている（行政実例昭和34年3月19日）。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について（通知）」の写しをもって監査の結果とする。

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり木村道江の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員	藤井律子
同	橋本尚理
同	神田忠二郎
同	河島繁太

第1 監査の請求

宇部市大小路2丁目1番18-2号 木村道江から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊本郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求めらる。

2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 27 山 監 査 第 44 号  
平成27年(2015年)6月16日  
木 村 道 江 様  
山口県監査委員

山口県職員措置請求について(通知)

平成27年5月11日に請求のありましたこのことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年5月11日に請求を受理した。

2 請求の要旨

(1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事(以下「知事」という。)が、中国電力株式会社(以下「本件電力会社」という。)からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと(以下「本件不作為」という。)は、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面(以下「本件公有水面」という。)の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求め。

(2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許否判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあった自治法第242条第1項の規定に基づく請求(以下「先の請求」という。)と実質的に同一内容であると認められる。

先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている(行政実例昭和34年3月19日)。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について(通知)」の写しをもって監査の結果とする。

監査公表第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、次のとおり小畑克枝の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員	藤 井 律 子
同	橋 本 尚 理
同	同 神 田 忠 二 郎
同	同 河 島 繁 大

第1 監査の請求

宇部市常盤町1丁目1番12号 小畑克枝から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事(以下「知事」という。)が、中国電力株式会社(以下「本件電力会社」という。)からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと(以下「本件不作為」という。)は、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面(以

下「本件公有水面」という。)の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許否判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらし本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 27 山 監 査 第 45 号  
平成27年(2015年)6月16日

小 畑 克 枝 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について(通知)

平成27年5月12日に請求のありましたこのことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年5月12日に請求を受理した。

2 請求の要旨

(1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事(以下「知事」という。)が、中国電力株式会社(以下「本件電力会社」という。)からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許否の判断を下さないこと(以下「本件不作為」という。)は、行政手続法(平成5年法律

第88号)第6条その他の関連規定に反しているから、熊本郡上開町大字長島地先公有水面(以下「本件公有水面」という。)の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

(2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許否判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらし本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあった自治法第242条第1項の規定に基づく請求(以下「先の請求」という。)と実質的に同一内容であると認められる。

先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている(行政実例昭和34年3月19日)。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について(通知)」の写しをもって監査の結果とする。

監査公表第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、次のとおり佐藤坤子の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員

山口県監査委員	藤井律子
同	橋本尚理
同	神田忠二郎
同	河原繁太

## 第1 監査の請求

宇部市中村3丁目12番25号 佐藤坤子から次のとおり監査の請求があった。

## 山口県知事に関する措置請求の要旨

## 1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

## 2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらし本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

## 第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 27 山 監 査 第 46 号  
平成27年（2015年）6月16日

佐藤 坤子 様

## 山口県職員措置請求について（通知）

平成27年5月12日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

## 記

## 1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年5月12日に請求を受理した。

## 2 請求の要旨

## (1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

## (2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらし本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

## 3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあった自治法第242条第1項の規定に基づく請求（以下「先の請求」という。）と実質的に同一内容であると認められる。



先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている(行政実例昭和34年3月19日)。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について(通知)」の写しをもって監査の結果とする。

**監査公表第24号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、次のとおり野村孝子の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員	藤井律子
同	橋本尚理
同	神田忠二郎
同	河野繁太

**第1 監査の請求**

宇部市居能町3丁目2番20号 野村孝子から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

**1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について**

山口県知事(以下「知事」という。)が、中国電力株式会社(以下「本件電力会社」という。)からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと(以下「本件不作為」という。)は、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面(以下「本件公有水面」という。)の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当の損害を補填する措置を求める。

**2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について**

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

**第2 監査の結果**

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 27 山 監 査 第 47 号  
平成27年(2015年)6月16日

野村孝子様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について(通知)

平成27年5月13日に請求のありましたこのことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

**1 請求の受理**

この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年5月13日に請求を受理した。

**2 請求の要旨**

**(1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について**

山口県知事(以下「知事」という。)が、中国電力株式会社(以下「本件電力会社」という。)からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと(以下「本件不作為」という。)は、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面(以下「本件公有水面」という。)の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用

相当分の損害を補填する措置を求める。

(2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあった自治法第242条第1項の規定に基づく請求（以下「先の請求」という。）と実質的に同一内容であると認められる。

先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている（行政実例昭和34年3月19日）。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について（通知）」の写しをもって監査の結果とする。

### 監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり山野鈴子の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成27年6月16日

山口県監査委員 藤井 律子  
同 橋本 尚理

### 第1 監査の請求

宇部市南小羽山町1丁目11番7号 山野鈴子から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事（以下「知事」という。）が、中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

### 第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 27 山 監 査 第 48 号  
平成27年（2015年）6月16日

山 野 鈴 子 様

山口県職員措置請求について（通知）  
山口県監査委員

平成27年5月14日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律

第67号。以下「自治法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

## 記

## 1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備しているものと認め、平成27年5月14日に請求を受理した。

## 2 請求の要旨

(1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

山口県知事(以下「知事」という。)が、中国電力株式会社(以下「本件電力会社」という。)からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、平成26年2月25日、知事就任後直ちに許可の判断を下さないこと(以下「本件不作為」という。)は、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面(以下「本件公有水面」という。)の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

(2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、平成26年5月14日に、期限を1年とする補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許は失効しないものとし許可判断の先送り措置を採ったことは、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件公有水面埋立の免許は既に失効しており、同法第35条及び自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を採らず急んでいることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

## 3 請求に対する判断

この請求は、平成25年6月11日付けでこの請求に係る請求人以外の者からあった自治法第242条第1項の規定に基づく請求(以下「先の請求」という。)と実質的に同一内容であると認められる。

先の請求では、受理後に監査を行い、この通知の2(1)に相当する部分については請求に理由がないとして棄却し、2(2)に相当する部分については自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を欠くため、これを却下したところである。

また、請求人は別の住民であるが、既に監査を行った請求と同一内容の請求については、改めて監査を行うことなく、既に行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている(行政実例昭和34年3月19日)。

したがって、この請求については、先の請求に係る監査結果である、別添平成25年8月2日付け山監査第57号「山口県職員措置請求について(通知)」の写しをもって監査の結果とする。

平成二十七年六月十六日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁